

# 印旛利根川水防事務組合監査委員に関する条例

平成19年2月1日

印利水条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第202条の規定により印旛利根川水防事務組合の監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求又は要求による監査)

第2条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2第3項の規定による監査の請求又は第199条第5項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。

(請願の処理)

第3条 監査委員は、法第125条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、30日以内に処理しなければならない。

(定例監査)

第4条 法第199条第4項の規定による監査は、毎年11月にこれを行う。ただし、特にやむを得ない理由があるとき、又は監査委員において必要があるときは、その期日を変更し、又はその期日を延長することができる。

2 監査委員は前項の監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を管理者に通知しなければならない。

(決算等の審査)

第5条 監査委員は、法第233条第2項の規定により決算及び書類が審査に付されたとき又は法第241条第5項の規定により基金の運用の状況を示す書類が審査に付されたときは、30日以内に意見を付けて管理者に送付しなければならない。

(現金出納の検査)

第6条 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月10日にこれを行う。ただし、その期日が印旛利根川水防事務組合の休日を定め

る条例（平成2年印旛利根川水防事務組合条例第1号）第1条第1項に規定する組合の休日に当たるとき、その他やむを得ない理由により検査を行うことができないときは、その期日を変更することができる。

（公金の出納等の監査）

第7条 監査委員は、法第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を指定金融機関に通知しなければならない。

（公表の方法）

第8条 監査委員の行う公表は、印旛利根川水防事務組合公告式条例（昭和39年印旛利根川水防事務組合条例第3号）に定めるその他の公表の例による。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、監査の執行について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（印旛利根川水防事務組合監査委員に関する条例の廃止）

2 印旛利根川水防事務組合監査委員に関する条例（昭和39年印旛利根川水防事務組合条例第4号）は、廃止する。